

議 事 日 程 (第 5 号)

令和5年9月15日(金曜日) 午前10時 開議(決算審査特別委員会)

日程第 1 ※決算審査特別委員会

- 議第59号 令和4年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について
認第 1号 令和4年度遊佐町一般会計歳入歳出決算
認第 2号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認第 3号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
認第 4号 令和4年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算
認第 5号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算
認第 6号 令和4年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認第 7号 令和4年度遊佐町水道事業会計決算

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 11名

出席委員 10名

1番	駒 井 江美子 君	2番	今 野 博 義 君
3番	渋 谷 敏 君	4番	本 間 知 広 君
5番	那 須 正 幸 君	6番	佐 藤 俊 太 郎 君
7番	齋 藤 武 君	8番	松 永 裕 美 君
9番	菅 原 和 幸 君	11番	齋 藤 弥 志 夫 君

欠席委員 1名

10番 土 門 治 明 君

☆

説明のため出席した者職氏名

町	長	時	田	博	機	君	総務課長	池	田	久	君
企	画	渡	会	和	裕	君	産業課長兼	館	内	ひろみ	君
地	域	太	田	智	光	君	健康福祉課長	渡	部	智恵	君
町	民	伊	藤	治	樹	君	教育課長	土	門	敦	君
会	計	鳥	海	広	行	君	農業委員会	伊	原	ひとみ	君
教	育	石	垣	ヒ	ロ	子	代表監査委員	本	間	康弘	君
委	理										

☆

出席した事務局職員

事務局長 土門良則 議事係長 船越早苗 主査 佐藤明子

☆

決算審査特別委員会

委員長（松永裕美君） おはようございます。ただいまより決算審査特別委員会を開きます。

（午前10時）

委員長（松永裕美君） ただいまの委員の出席状況は、10番、土門治明委員が所用のため欠席、そのほか全員出席しております。

なお、説明員といたしましては、池田副町長が所用により欠席、農業委員会、佐藤充会長が所用のため欠席、伊原ひとみ会長代理がご出席、そのほか町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

上衣は自由にしてください。

これより本日の議事日程により、延会前に引き続き決算の審査を行います。質疑に際しましては簡明にお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

直ちに審査に入ります。

7番、齋藤武委員。

7番（齋藤 武君） おはようございます。昨日の夕方ですけれども、帰るときにちょっと涼しくなったので車の窓を開けて自然の空気を入れながら帰りました。そうすると、やっぱり今の季節、稲を刈った香りが漂ってきまして、いいものだなと思いました。私のところのササニシキという品種、刈ったのがあるものですから、今朝ちょっと試験的にむいてみました。非常に品質が心配だったのですけれども、一部しか見ていないので断言はできないのですけれども、やはり高温障害を受けています。具体的に言うところちょっと専門用語になるのですけれども、基部未熟という根っこに近いほうの部分にやっぱり白い部分があ

って、十分でん粉が詰まっていない状況でした。ですので、少なくとも1等は無理だなというふうに覚悟をしているところであります。もちろんこれから稲刈り進みますので、全体像見えてくると思うのですが、それについては議会あるいは町としての的確な事業の対応が必要かなと思っているところであります。

では、決算質疑に入ります。各論に入る前に、まず決算審査全体に関わることということで町長にお尋ねしたいと思います。昨日、午前中のやり取りの中で、2番委員が質疑をしていました。質疑の内容は、アワビの陸上養殖に関する質疑だったわけですが、その中で町長が、議会に参画してすぐの議員の発言を控えるべきというような趣旨の発言を町長がされました。この理屈からいいますと、1番から3番の委員はこの決算の場において発言できないということになるわけですが、そのような認識でよろしいのかどうか、まず町長にお尋ねいたします。短くご回答をお願いいたします。

委員長（松永裕美君） 時田町長。

町長（時田博機君） 決算ですから、議会としてはそれ当然質問はできますが、いわゆるマイクロでなく、マイクロのちっちゃい課題でなくて、町全体を見通した質問等があればありがたいなという思いがしています。個々の問題よりも、今町としては物すごく課題がいっぱいあります。その中の質問をもっともっと、実は勉強してほしいなということで、私も議会いましたので、先輩から言われたことありました。分からないことは聞くなど、これが私の先輩の教えでした。なるほど、やっぱり勉強してから、しっかり理解してから聞くというのがやっぱり、一般町民ではないですから、議会人としての教えをいただきました。それは非常に私にとってはありがたい教えでありましたので、必死に勉強させていただきました。そういうことがベースにあるということをご理解お願いできればありがたいと思っています。

委員長（松永裕美君） 7番、齋藤武委員。

7番（齋藤 武君） 私なりに今野委員の発言を考えますと、事実に基づいて批評したにすぎないので。別に罵詈雑言だとか言っているわけではないですし、話の中で各論に入ったかもしれないけれども、それは当然質疑の中で、この部分はどうかという話は聞くのは当たり前であります。それは私もそうですし、全ての委員がやっているわけなのです。ですので、それをもってマイクロはどうのということにはならないと思います。

それからもう一つ、町長は決算質疑、決算の議案を出すときに、毎回、これは多分原稿に常套句書いてあるのでしょうけれども、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げますと言って提出されるわけですが、にもかかわらず、私は委員に対してパワハラ発言であったし、もう一つ言うならば議会と執行部という、町長という二元代表制を否定した発言だと思います。やはり問題だと思いますけれども、この発言、町長は問題ないというご意識でしょうか。

委員長（松永裕美君） 時田町長。

町長（時田博機君） 何も発言を審議を否定しているわけではありません。ただ、ポジティブな発言とネガティブな発言があると思っていますし、また議員活動、議会議員の活動として議場だけが活動の場ではないと、日常活動でそれぞれのセクションに行って、やっぱり確認をするということ、作業をしっかりしていただくということが非常に職員にとっては、そしていろんな意見を求める上では非常に参考になると思います。議場だけでぼんではなくて、事前にしっかりとそれぞれのセクション、予算、かなりの予算

を持っている課長、係長いるわけですから、そこの意思の疎通働かせていただければ、もっともつすばらしい町になると、このように思っています。

委員長（松永裕美君） 7番、齋藤武委員。

7番（齋藤 武君） この件は、これ以上深入りはしません。私は、町長から取消しのお話が出るかと思って期待したのですけれども、それはなかったということです。議場だけの話ではないという話でしたけれども、あくまでも昨日は議場の中でのやり取りをしたわけです。議場の中での発言についてお尋ねしているので、やはりそれは議場の外がどうのということではなくて、やはり議場の中でのどういう発言だったということはやはり重視されてしかるべきだなというふうに思っております。町民の皆さんには議場の中でこのようなやり取りがあったということはお伝えしようと思います。

次に、引き続いて各論に入ります。最初に、企画課長にお尋ねいたします。事項別明細書の30ページのところです。地域おこし協力隊に関することで、30ページの8目企画費、8節報償費の中に地域おこし協力隊に係る経費が報償費ほかに入っていると思われまます。令和4年というのは、町に初めて協力隊員が着任してから、たしか11年になる年だと思います。約一回りというところで、私も最初のときから自分なりに見てきていますけれども、最初のときの協力隊員というのは、当然制度も制度自体が若かったということもありましてというのがあるのですが、ワイルドなイメージの方もいたわけですけれども、最近の協力隊はスタイリッシュなおしゃれな方が増えたかなというのが正直な思いであります。そして、今回の議会では、協力隊OGの方も当選ということですので、協力隊制度も町になじんできたのかなというふうに考えます。昨年の、まずお聞きしたいことなのですけれども、募集状況ではなくて、それに対してどのような応募状況だったかというのをお聞きしたいのです。具体的には倍率、あるいは充足率、募ったけれども、来なかったことが事例があったのかどうか、あるいは最終的に着任に至らなかった事例もあったのかどうか。細かいことは事前にお聞きしておりませんので、細かい数字は求めませんが、どのような昨年の傾向だったのかを企画課長からお知らせいただきたいと思っております。

委員長（松永裕美君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

ただいまは地域おこし協力隊の募集状況、充足状況、そういった点についてのお問合せでございました。令和4年度につきましては、協力隊、通算といいたまいますか、合計しますと7名の方から活動をいただきましたけれども、昨年も……正確に言えばあれでしょうか。3年度中に各課からの要望事項等取りまとめまして募集を行って、協力隊の選考、そういったものも行ってはきたのですけれども、募集、大体1つのミッションについては大体お一人募集するという形がほとんどではありましたけれども、今記憶の中にありますのが、遊佐高の魅力化のための高校生のお世話といいたまいますか、そういった部分で動いていただく方を募集したときには、当初お一人という形で募集を募ったわけですけれども、お二人から応募がございまして、面接まで進みました。当初はお一人だけという想定ではございましたけれども、甲乙つけ難いという部分もありまして、お二人採用したとか、そういったところもございまして。ただ、あとこちらで描いていた業務を担っていただきたいということで募集をかけて応募はいただきましたけれども、面接の時点でちょっと採用まで至らなかったとか、そういった場面もございました。募集をかければすぐ来るというものではないのですけれども、やっぱり全国的にいろいろな取組をされていますので、協力隊を志す方も

いろいろな情報を全国から集めて、自分にとってより適したミッションを提示したところ、条件のいいところということで、情報等を集めながらの応募のようでもありますので、そういう中であっては遊佐町で考える協力隊にお願いしたい課題、そういったものをきちんとお伝えをする、業務の内容を正確にお伝えをして、実際活動してみたらちょっと話が違うのではないのといった形を取らないように募集はしていきたいなというふうに心がけているところです。思ったとおりこちらで採用まで至らない部分も若干はございますということで申し上げたいと思います。

以上です。

委員長（松永裕美君） 7番、齋藤武委員。

7番（齋藤 武君） 1人のところに2人、甲乙つけ難く採用したという話もお聞きました。職種に応じてそこら辺は様々だなということだと思います。協力隊の件は、当然我々委員も関心が高く、決算だけではなくて、予算あるいは補正予算でもこの場で議論ということは多々あると思います。その中で、毎回出ることですので、確認的に令和4年度のことということでお聞きするのですけれども、やっぱり1つ関心事項というか、気になることとしては、現在役場にいる職員の方、職員の方と協力隊員、その業務のすみ分けということはやっぱり気になるのです。例えば明らかに職員がやるのはちょっと無理があるという業務であれば、それはそういう競合は起きないのでしょうかけれども、具体的に言うと例えば情報発信というような業務であったりすると、これは職員であっても、やっても一切差し支えないわけなのです。そこら辺で、情報発信という役割を担って協力隊員もいるわけですので、そういうところで役割分担どうなのというのは、我々から見ても思うし、これから手を挙げたいと思っている協力隊員志望者にとっても思うかもしれませんし、ひょっとしたら今現在在籍の方も思うのかもしれません。例えば今、情報発信ということで例示しましたので、すみ分けについて、情報発信ということに関して言えば令和4年度はどのようにすみ分けを、業務上すみ分けをしてきたのかをちょっと教えていただきたいと思います。

委員長（松永裕美君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

地域おこし協力隊と役場職員の業務のすみ分けをどのようにということのお尋ねでございました。お話ありました情報発信の部分でのお話になりますと、やはりこれまでも町からの情報発信としましては、企画係の広報担当の部分がやっぱり担っている部分は多いわけなのですけれども、どうしても情報発信の部分でなかなか皆さんにうまく伝わらないといいたまいますか、発信の部分が弱いというご指摘をいただいておりますので、やはりそこに地域おこし協力隊、外からの目といいたまいますか、若い視点、若い発想、若い感覚、あとは今SNS等も若い方は使いこなしているといったこともありますので、そういったものを使っての情報発信などを担っていただくということで採用といいたまいますか、させていただいております。それでいきますと、協力隊の部分でのホームページですとか、あとは協力隊通信、そういった紙媒体、あとはSNSでの情報発信、そういったところを協力隊からは主に担っていただいているということでありまして、広報担当のほうとも連携をしながら、情報交換をしながら、取材を手分けしたりとか、そういったこともありますけれども、やはり協力隊自身の感覚の中で取り組んでいただいているということで、こちらではお願いをしているところでございます。

以上です。

委員長（松永裕美君） 7番、齋藤武委員。

7番（齋藤 武君） なかなか明確に線引きは難しいとは思いますが。ただ、傾向として、協力隊員は年齢要件もありますので、比較的若い人というのは間違いないと思います。その若い人の感性を取り入れるというのは、当然これは大事だし、していかななくてはいけないことだと思います。例えば情報発信に関して言うと、やっぱりこの11年の間にかなり取り巻くものが変わってきたと思います。今課長がおっしゃったように、最初のうちはそもそも情報が出ていないというところから多分スタートしたのだと思います。次は、情報が出たとしても伝わらないというところ、多分今は情報が出たとしても、それがさらに誰にどういうふうに伝わっているかというようなふうにだんだん進化というか、細分化してきているのだと思います。一方で、情報発信以外に目を向けてみると、当然業務についてはニーズが変わってきていると。最初のときは、それこそ集落配置ということがメインだったわけですがけれども、今現在それはなくなっているということです。ただ一方で、必要というか、考えなくてはいけない要素としては、任期が終わった隊員が、その後遊佐町に住み続けてくれるのかどうかという部分については、当初よりそれは格段に重要性が増してきていると思うのです。となると、そこから逆算して、こういう業種を募集すると、ひょっとしたら最終的にこの人は遊佐の中でこういう仕事をして定着してくれるのではないかというような逆の方向から見て職種を策定して、それで募集をかけるということも考えられると思うのですけれども、令和4年度の実績からそこら辺というのはお考えに、ちらりとお考えになったりしたことはあったものでしょうか。いかがでしょうか。

委員長（松永裕美君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

地域おこし協力隊の皆様、3年間の任期を経て、その後遊佐町に定住してくださる方、近年におきましては結構割合としては高くなっているなというふうな感覚で見えておりますけれども、当初その募集の段階で、ミッションの先に、こういうミッションであれば最終的に遊佐町に定着してくれるのではないかとといったような視点でのミッションの検討というのはこれまでは多分してこなかったような気がしております。実際採用させていただいて、3年間の活動をしていく中で、自分が何ができるのだろうというところを考えていただいて、協力隊が望むような出口といたしまして、そういったものが見えてきた段階ではいろいろこちらでもアドバイスなり支援とかはしてきているかなというふうな気はしておりますけれども、当初の段階でこういった業種であれば定着してくれるのではないかとといったような募集の仕方は今まではしてきていないのが現状です。

以上です。

委員長（松永裕美君） 7番、齋藤武委員。

7番（齋藤 武君） ニーズの変化という中で、最初は集落配置だったわけですがけれども、今改めて考えると、集落がやっぱり弱ってきている。そして、それに伴ってと言っていると思うのですけれども、いわゆる鳥獣被害が増えてきているという中において、やはりそこら辺、募集の職種の見直し等も図っていく必要があるのかなというふうに思います。いずれにせよ、若い人がその人生の伸び代の3年間を遊佐町にかけてくれるわけですので、当然募集に当たってもそうですし、あと来てもらった後、彼ら、彼女が自由に、野放図という意味ではなく、自由に、変な制約なく活躍できるような体制をぜひ整えていただきたい

いというふうに思います。

次に移ります。ちょっとピンポイントで特定できない件ですので、企画課長または総務課長から答弁いただきたいのですが、遊佐町が役場が関与する町内の行事だとかイベントの在り方についてお聞きしたいと思います。これまでコロナウイルス、コロナウイルスということで、約3年半、3年半大変な思いをしてきたと思います。最初は本当に訳も分からぬ手探りから始まって、ようやくマスクを外してもという状況に来ているわけですが、その間行事に関しては、これも相当試行錯誤はされてきたと思います。最初は一律なしということ、それから部分的に人を集めるということ、いろいろ組み合わせてきたと思います。昨年度でコロナは峠を越えたと思われるのですが、そこら辺、昨年度行事当然様々あったと思います、コロナだったとしても。コロナとの関係でどのように役場としては総括をしているのか、ちょっと抽象的な話でありますけれども、お答えいただきたいと思います。当然個別の行事はいっぱいありますので、この行事はどうですかということはお聞きしませんが、全体から見てこういう傾向だったと、昨年度は。それは、ひょっとしたら令和5年度にはこういうふうにつながったかもしれないというようなことも含めてお話をいただけたらと思います。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田 久君） お答えいたします。

様々な行事があるものですから、さっきありましたように特定の行事ということではなくて、全体的なことという感じでお話しさせていただきますと、コロナ禍ということで過去何年か行事というものはまずほとんどしなくなったというのがあります。その後、ではどうなってきたかということ、規模を縮小して行事を始めると。当然呼ぶ人、参加する人を限定させて行事をやってきたという流れがありまして、昨年度あたりはそれがかなり少し緩くなって、少し人数を増やそうとかといった感じで行事を進めてきたところでもあります。その後、いわゆる今年度になりますと、今度、今までなかった懇親会が今度は付け加わって、懇親会を今度やってもいいのかなというような感じで、今は少しずつですけれども、コロナ前のほうに戻ってきている状態かなと思っているところです。

以上です。

委員長（松永裕美君） 7番、齋藤武委員。

7番（齋藤 武君） どういうふうに考えるかなのですけれども、私が思ったのは、たまたまコロナが来たということもあったのですが、そもそもはや厳しくなっていた行事もあったのではないかと思うのです。特にやっぱりもう本当に大ざっぱに言うといわゆる高齢化です。高齢化で人が少ない、子供が少ない中において、人集め等ぎりぎりの段階、ぎりぎりやってきた。だけれども、もう限界だというような行事もあった中で、約3年半のコロナがかぶってきたということもあったのではないかなと思われるのです。最近だと、いろいろ人口動態の分析の中で、これから先は65歳から75歳ぐらいの層の人口が急激に減りますよという分析がされているのはご存じだと思います。今までは高齢化だとか何だかんだ言っても行事等ができていたのは、大体65から75の年代が分厚くいたので切り盛り、取り回しする人がいて、行事が成り立ってきたけれども、行事等が成り立ってきたけれども、これからはそうはいかないというような年齢構成になってくると言われております。そう考えると、行事によりけりですけれども、単純に戻すということとはできない事例も多いのではないかと思うのですけれども、そこら辺総務課長としての認識はいかがで

しょうか。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田 久君） 確かに委員おっしゃるとおりに、小さい行事とか、あるいは集落なんかでやっている行事とかもありますし、親子行事とかも多分あるかと思えますけれども、いろいろと高齢者が中心となってやってきた行事につきましては、やっぱり高齢でなかなかできないといったことでやめた行事も多分あるかと思えます。今のところ、私先ほど話をさせていただきました大きい行事ということで、例えば地区の行事とか、例えば極端に言えば成人式みたいなものとか、そういった大きなたくさんの方が集まるような行事あるいは四大祭みたいな感じの決まっている、まずこれだけはやっていかなければいけないという行事については、まず続けている状況ではあるかなとは思っていますけれども、確かに小さな行事ではもしかしたらなくなっている行事もあるかと思えます。

以上です。

委員長（松永裕美君） 7番、齋藤武委員。

7番（齋藤 武君） 人口の層が変わっていくことに対する対応策もいろいろ世の中としては考えられているようではありますが、具体的方法の一つで提言とされているのは、行事、イベントの一種の合同化なんか手ではないかという話もあります。例えば日にちが近いようなもの、あるいは午前と午後やっているようなものは一緒にしてやるとか、そういうのも具体的な方法としては考えられるという話もあります。どっちにしろ張りをつける必要が今まで以上に出てくるのかなと思います。ちょっと今抽象的な話をしましたけれども、これから具体的な話、この行事はどうするのだという場面に今はもう既に直面していると思いますけれども、直面すると思いますので、その場合にはこれまでの例は例として、これから先、このペースでやって続くのかと、持続可能性があるのかという視点からもぜひ検討して、張り張りを持って対応していただきたいというふうに思います。

引き続き、この項は終わりますけれども、総務課長にお尋ねいたします。総務課は、今回の決算のいわゆる財政面の取りまとめを当然しているわけですが、昨日の質疑を自分なりに聞いて、あるいはこれまでの議員としての自分なりの経験を踏まえて思ったのですが、シンプルな話なのですが、事業ごとの収支決算というのはぱっと出てこないものだなということなのです。恐縮ながらアワビのこと、陸上養殖を引き合いに出しますけれども、例えば項目として収入、歳入は1本、今のところ令和4年度の決算上は1本ですので分かるのですが、歳出に関しては、稚貝の購入費は、それは説明で1つになっているので分かるのですが、それ以外の部分、水道光熱費、餌代、備品代、あと委託料については等ってなっていたりするものですから、この場でこれは何ですか、あるいはアワビのお金はどこに入っていますかという聞き方をしないと分からないという状況です。何を言いたいかというと、まずそれは簡明な質疑の上でやっぱり支障になると思うのです。そもそもだって数字自体はあるわけです。だけれども、どこに入っているか分からないだけなので、もしそれがあらかじめ補助的な表でもつくっていただいて、そこが明確になっていけば、これ何ですかみたいなやり取りをここでする必要ないわけなのです。それからもう一つ、そういうことがもし仮に表形式で独立で別にあれば、その部分は話お互い済んでいるので、そこを共通の土台として議論を含めることができるということもあります。具体的にはアワビの話もあるし、小学校統合、令和4年度小学校、昨日も話出ました。一体幾らかかったのだということが一目瞭然で

はないですから、それは一目瞭然にすべきではないかなと。あるいは役場庁舎の維持経費、生涯学習センターの維持経費、そういうのも一体幾らかかったのだと、令和4年度という資料は必要だと思いますけれども、総務課長としては必要性はお感じにならないでしょうか。いかがでしょうか。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田 久君） 事業ごとの集計した金額ということのご意見だと思いますけれども、確かにアワビ事業あるいは維持管理の費用、実態、幾らかかっているのだというのは必要であるとは思いますが。それが今現在できるところではどこかという、まず各係とかのところでもまとめればということだったのですけれども、実際業務上では多分まとめてちゃんと出しているところというのはごく僅か、一部の係かなと思っているところでありまして、それぞれの担当あるいは係の中できちんとやっぱりそういった集計をして、一体どのようになっているかというのを分析して、きちんと把握するということは必要であるかと思えます。

以上です。

委員長（松永裕美君） 7番、齋藤武委員。

7番（齋藤 武君） 毎年春に町主催で座談会をしております。そのときに遊佐町の主要施策という冊子を配っているわけですが、それには当年度の事業ということで、その事業に関する金額が幾ら幾らあってのわけですね。それと同じ感覚で、それは支出のほうですから、最終的にこれこれ幾らかかりましたというイメージです。ぜひそこら辺は、そういう資料があると我々議員に対してもそうですけれども、町民に対する説明責任を果たすという意味においても非常に有意義なものではないかなと思います。正直言って、ひょっとしたら出たくない数字もあるのかもしれませんが。だけれども、これからはそうは言ってもらえないし、結局我々だって聞けば出てくる、分かる話なのです。言い方悪いですが、隠し通せるものではないですので、だったら最初から出して、こういう年度変化をしている、ここの分はこれこうだから今年が多い、あるいは少ないというような議論をしていかないとこれからは駄目なかなと、そういうふうにすればこれからはよりよくなるのかなと思いますので、ご検討いただきたいと思えます。

続きまして、総務課長に引き続きお尋ねいたします。ページちょっと戻しまして、28ページです。これも昨日出た件のちょっと重なりますけれども、28ページの真ん中よりちょっと上、12節委託料、電子例規データ作成委託料ということで、この備考には関係するものが3つっております。この金額が全部で364万1,000円ということですので、果たしてこれが妥当かどうかと私も判断つきかねる微妙な金額だと思うのですが、ちょっとそこは置きまして、確認をしたいのが、町のホームページを見ますと、トップ画面の左のほうに例規集というところがありあります。バナーがあって、そこをクリックすると町の例規がだあっと出てくるわけなのですが、この例規データ作成あるいは改正等に係る例規というのは、ホームページに記載のものがその作業の対象になる全てなのかどうかを確認したいのです。ホームページに載っていない例規でもこの改正作業の対象になる例規があるのか、ホームページに載っているものが改正対象になり得る例規の全てなのか。新しくできる条例は別です。新しくできるのではなくて改正という意味です。修正等に関しては、ホームページに載っている例規が全てなのか、そこら辺をお知らせいただきたいと思えます。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田 久君） 例規の関係ですけれども、まず基本的に職員の持っている例規システムというのがありまして、職員が扱っている例規システムもありまして、その中に入っているまず例規、いわゆる条例、規則、要綱についてはホームページに載っている例規の欄の内容とは同じものであります。ただ、そのシステムの中に入っているいわゆる例規、それ以外にも紙ベースである例規もあります。システム上だけ、いわゆる改正対象かということになりますと、紙ベースのものについても当然改正が必要になる場合もありますので、ホームページに載っているのが全てという、改正の対象というわけではなく、そのほかにもあるということです。

以上です。

委員長（松永裕美君） 7番、齋藤武委員。

7番（齋藤 武君） そうしますと、例えば電子例規と書いてありますので、紙ベースのものはこの作成、改正対象、要するにこの金額の上、委託料に含まれず、紙ベースのものは職員が改正作業をしているという理解でよろしいですか。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田 久君） 例規のシステムの内容あるいはホームページの内容を更新する委託料としましては紙ベースのほうには入らないのですけれども、例えば難しい場合には相談とかいう、事業所のほうにどうしたらいいかという相談業務もありますので、その辺については委託料の中にも入ってくる部分もあるということになります。

委員長（松永裕美君） 7番、齋藤武委員。

7番（齋藤 武君） そうですか。先ほどの説明の中で、例規というのも、条例もあるし、要綱もあるし、あるいは施行規則だとか取扱要領とか細かいものと。恐らく条例に関しては全てホームページに載っているのではないかと思われるのですけれども、それ以外の特に要綱については載っていないものもあるということでしょうか。もう一回確認でお聞きします。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田 久君） 条例、規則については、まず全てもちろん載っていますけれども、要綱については載っていない部分もあるかと思えます。というのは、今現在は文書担当のほうで全て起案が上がってきた分については載せるようにしております。以前できている要綱については、例えば改正があつて起案として上がってきた部分については、もしそれが入っていなかった場合は入れるようにと、載せるようにしてありまして、町民に向けての要綱であれば全て載せるようにとということで今現在進めているところがあります。ただ、載せなくてもいいようなもの、例えば単年度の事業で、あとそれで終わってしまうとかというようなものについては載せていないという部分もあります。

以上です。

委員長（松永裕美君） 7番、齋藤武委員。

7番（齋藤 武君） 要綱って不思議というか、不思議というのはあれですけれども、何を言いたいかという、議会の議決なしで定められるというのがみそだと思えます。我々からすれば、要綱に載っていると見ると、えっ、こんなこと載っているのだということもありません。ですので、そういうそもそも議会の議決要らないという性質のものであればなおさら載せる必要が出てくるのかなと思

うのです。ですので、当然職員の服務規程だとか、そういう部分についてはそれこそ内部の規律ということもあるでしょうけれども、やはり基本的には載せるというのをベースにすべきかなというふうに思います。最終的に要るか要らないかを判断するのは、多分町民なのです。要らない要綱であれば見ないので、という判断をするわけなのです。ですので、ベースとしてはやはり載せるというのをやっぱり基本にしてすべきかなと思います。確認的に申し上げました。

もう一つ、総務課長にお尋ねいたします。26ページなのですけれども、12節委託料です。委託料の中の職員採用試験業務委託料ということで8万7,560円計上、使いましたということです。これについても昨日やり取りがありましたので、重なる部分があると思うのですが、これどこに委託をして、委託先でどのような業務をしてくれたのかということをも確認したいと思います。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田 久君） 職員採用試験を行うときには、山形県の市町村政連絡協議会というところがありまして、そちらを通して問題をつくっている事業所のほうに行きますと、その協議会のほうから補助金が来るようになっていきます。その協議会で行っていただくための委託料ということで、その連絡協議会のほうにお金を払っているところです。

以上です。

委員長（松永裕美君） 7番、齋藤武委員。

7番（齋藤 武君） この件に関しては、行政報告書にも記載がありまして、60ページに載っていたのですけれども、令和4年度の担当課としての年度評価というのが載っておりました。一部だけちょっと読み上げます。本町は、類似団体、類似団体というのは同じ規模の市町村です。と比較し、一般行政部門でマイナス16%、普通会計全体でマイナス8.5%ほど職員数が不足している状況にある。必要な行政サービスの提供が滞ることのないよう、定員管理計画の中で職員体制を整えていくことが必要であるというふうに記載しております。一般行政部門で16%、普通会計部門で8.5%ほど職員数が不足しているというような、担当課ですので、これ総務課の分析として載っておりました。末尾には必要な行政サービスの提供が滞ることのないよう、職員体制を整えていくことが必要というふうに書いてありますけれども、このような認識でよろしいでしょうか。このとおりですか。確認でお聞きします。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田 久君） この中に記載のとおり、職員の業務に支障のないように採用をしていきたいと考えております。

以上です。

委員長（松永裕美君） 7番、齋藤武委員。

7番（齋藤 武君） この件は、予算等でもやり取りをしています。ほかの業種も含めて人が少ない中で、人材の奪い合いということは十分承知していますので、一朝一夕にがんと人が来るということは難しいというのは、それ現実的に分かります。今年の職員募集から住所要件がなくなりましたが、それというのは令和4年のこの記載、令和4年度の状況を反映しての対応ということでもよろしいでしょうか。

委員長（松永裕美君） 池田総務課長。

総務課長（池田 久君） 昨年度につきましては、合格ということでした人から辞退ということもありま

して、なかなか採用が少なくなってしまったということもありまして、多くの方からまず受験していただいて、職員になっていただきたいということで、今年度から条件を外して、より多くの人から受けてもらうようにしたところであります。

以上です。

委員長（松永裕美君） 7番、齋藤武委員。

7番（齋藤 武君） これから日が短くなってきます。なってきたておりますけれども、そうなるとういうことが起こるかという、夕方、夜遅くまで業務をしている明かりがともっている様子がよく分かるようになってしまうのです。外から何気なしに見ると、ある課だけがみんなして残っていて仕事しているというなら何となく分かるのですけれども、何かぼつぼつと残っているようなことを見受けたりするので。ということは、特定の職員だけが何か業務が多かったりするのかなとも思ったりもするのです。ちょっと個別の事情は分かりませんが、繰り返しますけれども、16%とか8.5%の類団との比較で人が少ないというのは、これは数値的には大きいと思うのです。1割前後です、平均して。やっぱり人材だと思います。人は財産ですので、ぜひ募集もそうだし、あと来てくれる、これ地域おこし協力隊も一緒です。職員が存分に働けるような環境はぜひ整えていただきたいということを申し上げて、私の質疑を終わります。

委員長（松永裕美君） これで7番、齋藤武委員の質疑は終了いたします。

9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） それでは、私のほうからも質問させていただきます。

最初に14ページのほう、収入のほうから入っていきたいと思います。ここの中で学校・家庭・地域の連携協働推進事業ということで、歳入のほうで15款2項7目1節の社会教育費補助金457万3,000円ほどなっております。令和3年度もほぼ同じ額になっております。これについては、自分なりに見ますと、平成28年の1月に国では「次世代の学校・地域」創生プランというものを策定して、それに基づいて県では27年度より地域全体で子供を育ていく体制づくりを推進すると、そのようにしたいと記載されております。ただ町のホームページを見ますと、これが健康福祉課のほうの子育て支援係の担当となっているのですが、昨日確認しましたら教育課ということでございますので、教育課のほうにちょっと質問させていただきます。県の資料を見ますと、放課後子ども総合プランという部分もあります。それで、これまで一部の地区に限られておりました放課後子ども教室、これについても閉校に伴って、していなかった地区でも新旧校舎を活用してやっておる状況にあります。いろいろ関係から聞きますと、5年間は継続してやるというようなことを受けているということもあります。平成30年度からは、たしか30年度からは、当町の各旧の小学校と中学校単体に学校運営協議会、コミュニティ・スクール構想ですか、そういうものを設置したと思って進めております。歳入だけで申し訳ないのですが、この補助金はそういう今私が申し上げたような事業に歳出をしているのか、この概要について教育課長のほうに質問させていただきます。

委員長（松永裕美君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） 今ございました学校・家庭・地域の連携協働推進事業費補助金についてでございますけれども、これについてはまず1つ目として、放課後子ども教室事業の補助金でありますし、2つ目として中学3年生を対象としている学習支援塾であるのですけれども、それに対する補助

金、あと3つ目として幼稚園、保育園の親子の体験的な活動等を提供する幼児教育ふれあい広場や小学校、中学校の保護者への家庭教育に関する学習機会を提供するやまがた子育て講座の開催、あと4つ目として学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進事業であるのですけれども、その地域学校協働活動推進員への謝金等になります。これらの事業に係る補助金となっております。

以上です。

委員長（松永裕美君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 今の答弁では、今までも、昨年、令和3年度も同額ですので、県の補助金としては今後も今言われたような活動に、ほぼ定額ですが、今後ともあくまでも決算でこんなこと言って申し訳ないのですが、今までの流れからいくと今後も継続される予算の科目なのか、今の状況で結構ですので、課長にちょっと質問させていただきます。

委員長（松永裕美君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） 今の段階では、まずこの学校・家庭・地域の連携協働推進事業費補助金が今後も続くものはこちらのほうでは理解しております。

以上です。

委員長（松永裕美君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 先ほど申し上げたとおり、当地区の高瀬の旧小学校でも今放課後子ども教室、去年からですか、しておりますし、もう5年間はしなければならないというような表現で話をされました。そんな中でやっぱり統合後の地域の子供の姿というものを見ることから、こういう補助金を活用してやっぱり継続して行っていただきたいと、そう思います。

それで、ちょっと次の項目に移りますが、同じく社会教育関係なのですが、社会教育総務費の中の負担金補助及び交付金、大変単純な質問で申し訳ございませんが、この中に町婦人会連絡協議会補助金5万円、令和3年度も同額になっております。ちょっとこの内容について、教育所管の事業から行っている背景を最初にお尋ねをしたいと思います。

委員長（松永裕美君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） 町の婦人会連絡協議会補助金ということでございますけれども、これについては遊佐町婦人会連絡協議会について、遊佐町の社会教育活動の推進を図るため、運営及びその事業に対して交付している補助金でありますけれども、遊佐町社会教育関係補助金交付要綱に基づいて交付しているものでございます。遊佐町婦人会連絡協議会は、町内婦人会をもって組織されております。会員相互の資質の向上を図って、地域社会の発展に貢献することを目的としております。主な活動としては、福祉施設への奉仕活動、あと独自研修会、各地区まちづくりセンターまつりへの協力など幅広く活動しております。社会教育活動の推進を図っているため、補助金交付申請に基づいて交付しているものでございます。

以上です。

委員長（松永裕美君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 今の要綱に基づいて交付をしていると、そういうことでございました。やはり私の集落、地区におかれましても、奥さんといいますか、婦人の皆さんの活躍というのはやはり男性より強

いものがあるとは感じておりますが、なぜこれで質問するかというと、実は婦人会の組織がいずれ解散するという情報もあります。そういう中で、今までこういう、今課長が答弁いただいた内容であるわけですが、やはり令和4年度決算、これは別にして、やはりこれからそういう担ってきていただいた婦人会の方々のやってきてもらったことに対して、令和6年度くらいからですか、あれはたしか。5年度いっぱい解散するのかちょっと定かではありませんが、今後やはりその辺の婦人会の皆様が担ってきたものを新たな形でやっぱり求めていくべきなのかなと思ひましてこの質問をさせていただきました。

それでは、次の質問に移りますが、一応令和5年の3月7日に遊佐町の監査委員会のほうから示された令和4年度定期監査報告の内容の中で、教育課に関する部分で、社会教育施設の修繕整備について、建築から数十年なっていることから、計画的に修繕を検討されたいという文言がありました。私のデータで持っている過去令和元年から4年間のデータを整理してみますと、生涯学習推進費については令和3年度は別にして、大体60万円か70万円くらいの額で推移をしておりました。あと図書館費については、令和元年から3年度までは約七、八千万円近いお金がかかっている。これは、たしか図書館の屋根等の修理に要した事業だと思ひます。令和4年度では117万円ほどでございました。あと文化財保護費の工事請負費についても大体100万円台、令和3年度は別格で15万円ぐらいしか使っていないのですが、令和4年度で約800万円近い実績が決算として今回のっております。これ調べた中でちょっと質問させていただきますが、文化財保護費の令和4年度798万4,000円、これの内容についてはどのような内容であったのか質問させていただきますと思ひます。

委員長（松永裕美君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） 令和4年度の文化財保護費についてでございますけれども、まず文化財保護費の工事請負費として798万3,400円の内訳ということになりますけれども、まず1つ目が杉沢比山伝承館のトイレの改修工事になります。これが770万8,400円と、あともう一つが杉沢比山伝承館の火災受信機更新工事ということで27万5,000円と、この2つになります。

以上です。

委員長（松永裕美君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 杉沢比山の旧杉沢小学校、あそこのトイレ改修ということでございました。それで、監査意見にありましたとおり、計画的に修繕を検討されたいという内容がありました。ちょっと今正式な名称が頭に浮かんできませんが、遊佐町には公共施設の管理計画、たしか定められていると思ひます。その中でやはり定期的な修繕計画を立てられたいという意見もありましたが、管理計画及び今言った修繕計画、それについて今後計画的に進めるような考えがあるのか、教育課長のほうに質問させていただきます。

委員長（松永裕美君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） 所管している施設が建築年数とかからそれぞれ相当の期間が経過しております。計画的に修繕等をしていく方針ですが、経年劣化による、突発的な修繕が毎年発生している状況でございます。このような状況ですが、緊急の度合いを考慮しながら修繕等に努めていきたいと考えております。

以上です。

委員長（松永裕美君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 今の答弁は、それなりに理解させていただきます。

次に、一般会計の10款教育費、5項1目18節のまた負担金補助及び交付金、ページの的には97ページになります。その中で学校給食費負担軽減対策交付金1,513万2,420円、これについて質問させていただきます。これについては、予算額は1,600万2,000円でございますので、執行率としては94.5%でありました。実はこの教育の無償化については、前の全4年間の中でも度々議員の中から完全無償化という意見を出された議員もいらっしゃいました。そんな中で昨年4月の28日の日に、国が県の教育委員会のほうに通知をしたものがございます。それは、1つは新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金、これを活用して保護者の負担軽減に取り組を進めなさいというような通達でありました。それを受けて昨年7月の14日ですか、議会のほうにも全員協議会において教育課のほうからそれに対する町の対応を説明を受けた経過があります。

それで、これについて質問に入っていきますが、自分なりにはこの学校給食の無償化、これについてはちょっと自分なりに理解できないところがありまして、学校給食法の第11条については、1つは例えば給食関係、調理室とか、そういう設備に関する経費は、学校の設置者といいですか、遊佐町でいえば遊佐町自治体、役場になるのかなと思います。ただ、第2項のほうに食材にかかる費用は保護者の負担とすると、こういうふうに学校給食法の11条第2項で規定されているということで思っております。それで、ちょっと自分なりにこの7月14日示された資料に基づいて、仮説か分かりませんが、ちょっと試算してみますと、小学校については年間200回の給食で1食当たり260円、5万2,000円、これに対して75回相当分を補助するというので1万9,500円を交付すると、こういうことでもございましたので、今の試算が正しければ、本来保護者が負担すべきものの約37%くらいを補助したという計算になります。あと中学校については、改正と単価が若干違っておりますので、310円の200回で6万2,000円、これに対して77回の310円で2万3,870円を交付すると、これも大体率からいくと38.5%くらいになりますので、一応このコロナ感染症対策の臨時交付金によりまして大体年間小中学校平均すれば37から38%、令和4年度で補助交付されたものと思っております。私も子供3人いますが、長女と長男は年子でありました。やはりそれなりに教育にかかるお金は、非常に若い頃から負担ではないのですが、重かったという記憶もあります。ただ親としては責任というか、結果として子育ての実感を得るといような、そういうものを実質感じたのも事実であります。ちょっと自分のことを申し上げて申し訳ないのですが。

それで、この事業について質問させていただきますが、この給食費負担軽減対策事業に関して、直接は個人ではなくて各小中学校給食会計のほうに交付になると、そう認識しておりますが、保護者等からこの事業に関する評価とか意見的なものは教育委員会または教育課のほうに寄せられたものでしょうか、質問させていただきます。

委員長（松永裕美君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） まず、保護者の方から評価等の声が寄せられているのかというようなご質問でございましたけれども、学校のほうを通じて家計的に家計の上で非常にありがたいと、あとこれをもっと、この補助をもっと継続してもらえないのかといった声は寄せられております。

以上です。

委員長（松永裕美君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） もう少し長い何か意見があるのかと思いましたが、やはりいただけるものであれば、受けた方についてはやはり幾らかでも負担軽減になりますので、一つの効果があったのかなと、そう思います。

では、次の項目に移らせていただきますが、本来ちょっと各課にわたる質問を想定したのですが、私の勘違いで自分の所管の部分も含んでおりまして、あえてここで教育課長のほうに質問させていただきます。といいますのは、町がしております指定管理料についてであります。この指定管理料については、各種の施設について各課の予算に計上されておりますが、私なりに例えば農林水産業費、商工費、教育費、これについて平成27年度からの決算額をちょっと比較して毎回見ております。そんな中で、今言いました指定管理料を見ますと、自分の所管であります商工費の鳥海ふれあいの里の管理料、これについては令和3年度で4億3,300万円、それが令和4年度では1,300万円ほど減額になっているということでありましたが、これは所管ですので質問は控えます。

そんな中で、実はこの指定管理料、私が言ったこの3款、3つの款の合計額を見ますと、実は令和元年度で8,400万円超えておりますし、実は令和3年度で1億1,171万円ほど、1億円を超えた事実が令和3年度でありました。ただ、先ほど言ったふれあいの里が減額になっておりますので、令和4年度の実績からいくと1億円を切るのかなと思いつつ見ますと、やはりこの言った3つの款では1億150万5,000円ということで、1億円を超えていると、そんな状況にあります。それで、今後いろいろな新たな事業、いろいろ公募している事業もあります。それをすると、これらについては指定管理料かなりこれからもやり方によってはプラス、プラスで行っていくものが指定管理料増えていくのかなと思います。それで、いろいろ申し上げました。この教育費の中で令和3年度まで2,000万円以下でありましたが、令和4年度、体育施設の指定管理料2,105万円ほどになりました。これについては、令和4年の3月議会、554回で当然議会としても議決はしている内容ですが、令和4年度で178万2,000円ほど増額をなっている内容でございます。この増となった背景、理由について、教育課長のほうに質問させていただきます。

委員長（松永裕美君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） 体育館の指定管理料についてでございますけれども、まず今ございましたように令和3年が1,927万3,000円、令和4年度が2,105万5,000円、その差が178万2,000円ほど増えているということでございます。その主な増額の要因としては、これまで勤務されている者で常勤とパートの計2名の体制で運営しておりましたが、勤務時間の関係で3時以降になると1人になってしまうという、常勤の方1人になってしまうということで、施設外の業務ができないことなどを解消するためにパートの職員を常勤雇用にしました。そして、最低賃金の上昇等を考慮し、月給制の常勤の2名体制としたことによって、その増額分、73万7,000円増額となりました。それに加えて、ほかに増額した分なのでございますけれども、最低賃金改定等によって施設管理業務等の委託料について33万円の増額、あとサン・スポーツランド遊佐とトレーニングセンターに設置しておりますAED使用料を指定管理者側での支払いにするということになりまして、その使用料11万円の増額、あと修繕料について8万円の増額、あと現金支払いから口座振込による関係で手数料が発生するようになったのですけれども、その関係の4万6,000円の増額、あと法人税で22万円の増額、主なものはこのようなもので増額になったものでございます。

以上です。

委員長（松永裕美君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 昨日の質問でも会計年度任用職員のいろいろな対応について質問された委員もいらっしゃいました。やはり町の施設を管理していただいていると、そんな中で社会的には働き方改革等いろいろされておりますし、今シーズンであります農機具を扱う会社についてもこの間文書が来まして、例えば農機具の修理とか修繕についても、当然電話あったからすぐ対応できないというような趣旨の文書いただきました。ということがあれば、やはりこの指定管理している、これだけではないのですが、当然そういう掛かり増し増というのものもあるのかなと思って、あえてここで質問させていただきました。では、次のほうに移りますが、教育課はこれで終わります。

次に、地域生活課のほうに二、三お伺いさせていただきます。除雪の費用に関する内容でございますが、一応除雪費用については土木費、道路橋梁費、道路維持費、委託料ということで、令和4年度決算額が約6,789万円ほどですか、令和3年度は1億3,853万円ほど、端的に割りますと約半額の決算でありました。それで、当然雪の多い少ないということで、それはいいのですが、ちょっとここで伺いたいのは、この除雪費に係る歳入の部分について質問させていただきますが、一応9ページになると思いますが、歳入で国庫支出金補助金、土木費国庫補助金、道路橋梁費補助金、この備考欄に臨時道路除雪事業費補助金ということで、令和4年度で1,000万円、率にしますと約14.7%、15%ぐらいですか。あと令和3年度でも2,400万円ほど、これは17.3%。端的に実績に基づいた、割れば大体50%って先ほど令和3年度、4年度比較しましたが、この分については令和3年の比較ですと40%ぐらいしかありません。国庫補助金のこの算定の基準というものはどのようになっているのか、地域生活課長のほうにお尋ねします。

委員長（松永裕美君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

除雪費の補助金の補助の内容ということでございました。歳入9ページの道路橋梁費補助金、今委員おっしゃられた除雪の補助としましては、1行目の臨時道路除雪事業費補助金、2つ目の社会資本整備総合交付金、令和4年度についてはこの2つが除雪の補助金となっております。上のほうの臨時道路除雪事業費補助金につきましては、事業費に対しての補助率2分の1という補助率、社会資本整備総合交付金につきましては事業費に対しての3分の2の補助率の事業でございますが、この事業費ですが、実績に基づいているものではありませんで、国のほうからいわゆる配分というような形で、国から県を通して来る補助金でございますが、あくまで配分となりますので、こちらでこの実績額に基づいたものではないということでご理解いただきたいと思います。

以上であります。

委員長（松永裕美君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 実績に基づくものではなくて、一般質問したとおり、地方交付税のように一定の国等の判断で交付されているものだと。どうあっても比例にはしていなかったものですから、あえてここで質問させていただきます。

次に、74ページになります。交通安全施設に関する内容について、8款2項1目の14節工事請負費、交通安全施設整備工事費、これについて質問させていただきますが、令和4年度の決算で393万2,500円、前

年度より200万円増額となっております。令和元年から3年までの経過を見ますと、10万円とか4万2,900円とか、伸び率がそんなになかったものですが、令和3年、4年度、今言ったとおり200万円ほどに増額になっていると。最初に質問しますが、この内容については、私のこれは推測ですが、やはり道路安全施設と申しますと、私がいろいろ一般質問等で何回となく取り上げてきた町道のセンターラインのことなのかなと。前、町ではセンターラインを越えると警報が鳴るシステムに補助をした経過がありますが、今は全部それが装備されているということで廃止になった経過がありますが、ちょっとあえて聞くと、これセンターライン、これに関する事業費ということの理解でよろしいのでしょうか。

委員長（松永裕美君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。

今委員おっしゃるとおり、基本的にはセンターライン、また外側線、路肩のほうにラインを描くということでありまして。基本的に通学路を優先として、そういう表示をしているということでありまして。また一部には交差点付近、止まれですとか、交差点注意ですとかという文字も表記しているものであります。

以上であります。

委員長（松永裕美君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 私も去年あたりスーパー農道をずっと走ってみますと、気づかないうちに、あれっ、線引かれているなど、そう思ったところがあります。その後、一応中吉出付近から剣龍神社一步手前付近回りまであって、令和5年度になってその先の升川の日倉神ですか、あそこまで行った経過があります。先日、私のはついていないものですから、それぐらいの車を借りていったら、ちゃんと音がしまして反応しました。なぜここで言うかということ、実は私のあの辺の集落、県道があるにもかかわらず、県道を通らない。高速道路の工事車両が県道通らないのです。橋の強度の関係だそうですが、それがやはり今のスーパー農道から山崎集落通って、そこに今の工事現場のほうに来ていると。朝の5時とか7時頃まで大型は通行する。やはり非常にここ二、三年危ないという認識した中で、やはりこの200万円増額してもらって、まして今年もやってもらったりとか、非常に町民の安全性からいくと、私だけではなくてみんな感じているのかなと、そう思っているところです。それで、ここで付け加えてちょっとお尋ねする、あえて発言しますが、今の線引いた中で、やはり公安委員会との調整が必要なのか、交差点付近には一切手をつけていないということがあります。それで、当然分かります。

それからもう一点、今思い出して大変申し訳ないのですが、こちらかどうか分かりません。実は高瀬小学校の付近には、通学したときに、今思い出して質問して申し訳ないです。看板があるのです。通学路のため気をつけてくださいというのが小学校周辺に4か所ぐらいあるのですか。全部なくせと言うのではないのですが、ちょっと今、ふと質問する最中に思い出して、あれは地域生活課ではないわけです。ちょっとあえて余計なことを質問させていただきます。その看板についてはどう扱っているのか。

委員長（松永裕美君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。

交差点付近の件であります。基本的には交差点のライン等は公安委員会というふうになるかと思えます。横断歩道については、町のほうでは一切手をつけてはいないと。ただ、その手前の止まれですとか、横断歩道がないところでも止まれとかいうところがあるわけです。そういうところは、町がこの工事費の

中で行っているというところであります。

高瀬、その看板の件でありますけれども、基本的には地域生活課側のほうで表示看板等をあまりつけるということはありませんので、恐らくということではありますが、各地区の交通安全推進協議会ですとか、そういうところで以前であれば看板をつけた経過もあったはずですので、そういうところではないかと思っ

ているところであります。

以上です。

委員長（松永裕美君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） ちょっと変な質問してすみません。そこは丸池様に来る観光バスも、日によっても五、六台通る路線でありますので、そういう方々が見れば気をつける注意喚起だといえ

ばあつてしかるべきですが、ちょっと今質問中思い出したものですから、質問させていただきました。

次に、76ページのほうに進めてまいります。土木費の4項都市計画費、2目の下水道事業費、27節の繰出金、この中に公共下水道事業特別会計繰出金があります。それで、ここについては若干一般質問でも触れた経過があるのですが、令和4年度決算で4億8,000万円一般会計から特別会計のほうに繰り出しをしております。それで、令和元年度予算額が約3億7,800万円に対して、実績で4億800万円ですか、初めてここで4億円になったようでございます。それから2年、3年、4年見ますと、やはり前年比較で2,000万円から3,000万円ずつプラスになっているのがこの4億8,000万円の内容でありまして、令和元年から4年度比較しますと約7,200万円ほど増えている状況であります。これについては、自分なりに調べてみますと、昭和39年3月に制定されました特別会計の設置に関する条例、これ多分途中で改正はなっているのですが、その中で公共下水道事業特別会計、それから地域集落排水事業特別会計、これについてありまして、その歳入、繰出金というのがあります。その中に一般会計繰入金という一つの軸がありますので、これだけではなくて別の法律等もあると思いますが、そういう背景から繰入れをしているのだと思いますが、やはり4億8,000万円という額を見ますと、年々増えてきているのかなというふうに感じます。それで、一応公共下水道事業、私が圃場整備担当した頃から動き始めまして、その後に平成2年度からたしか遊佐町の公共下水道事業着手したと思っております。それで、当時二期地区の日向川区域は終わってしましたので、その後全て終わってから終わって、今日向川、二期地区が、私さっき平成2年と言った。平成2年に公共下水道を着手して、令和2年度に日向川地区を最後に終わったとこの公共下水道は理解しております。この実績4億8,000万円、これも実績ですのであれですが、ちょっと地域生活課長にあえて質問させていただきますが、私なりに今の状況を見ますと、令和5年度、来年の今頃決算出されるわけですが、これを見れば恐らく5億円は超えるであろうと、そう踏んでおります。この4億8,000万円の状況を見て、将来のことはまだここでは答弁できないと思っておりますので、この4億8,000万円まで至った認識をあえてここで地域生活課長のほうに質問させていただきます。

委員長（松永裕美君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

公共下水道事業繰出金ということでの4億8,000万円ということですが、この繰出金につきましては国の総務省の通知がござい

費を算出しましての繰出金を頂戴しているところでありまして、今年度、令和4年度につきましても公共下水道事業特別会計のほうが4億8,000万円、昨年につきましては当初4億4,000万円でありましたが、修繕が非常に多く発生しまして、9月補正において4,000万円を追加いただきましての4億8,000万円ということでありました。加えて、地域集落排水事業のほうにも一般会計の繰出金いただいております。これも基準は、先ほど申し上げました基準と基本的には一緒であります、元利償還金に加えまして維持管理費を加えて、そちらが6,800万円決算にのっておりますが、ございますので、既に5億円は超えているというような状況にはなっております。元利償還金につきましては、これからピークを越えて下がっていくということにはなるのですけれども、令和6年度、来年度につきましては議会のほうでもお話しさせていただいていたとおり、下水道事業会計が令和6年度から各会計が統合された形で公営企業会計に移ります、今の水道事業会計と同じように。公営企業会計に移るということで、来年度以降、これから予算要求する段階でありますけれども、現在のような繰出金にいわゆる起債償還費に充てるようなこういう金額に加えまして運転資金というものも必要になってきます。ということを考えますと、現在の合計額の繰出金よりもさらに多くの繰出金をいただくようなことになるかと考えているところであります。

以上であります。

委員長（松永裕美君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 一応地域集落排水事業も見ておりました。あえてここは公共下水道のみに質問させていただきました。

それで、ちょっと1点だけ非常に興味のある科目がありますので、単純なものでも申し訳ないですが、75ページのところの土木費の道路維持費の使用料及び賃借料のところに著作権料というお金が9万1,000円ほどあります。ちょっとこれ見ていて非常に興味あったものですから、これが何の著作権に当たるのか、ここ最後にお尋ねします。

委員長（松永裕美君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

著作権料でございます。これにつきましては、工事等の設計をする際のいわゆる設計単価、土木単価でございますが、一般財団法人経済調査会というところから春と秋2回出る土木単価、これを使って設計、工事の積算するわけですけれども、そのデータを利用するというので、それが著作権料の扱いになっておりまして、ずっと長年この項目で経済調査会のほうにお支払いをしているものであります。

以上であります。

委員長（松永裕美君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 私も長年、そういう経済調査会の関係、初めて著作権が発生するというのは、大変、今初めて知りました。

次に、産業課のほうに残り時間でたっぷり質問させていただきたいと思いますが、ページからいきますと20ページ、21ページの歳入のところになります。遊佐町地域活性化拠点施設に関する内容でございますが、20ページ、21ページのところに貸工房実費徴収金18万9,151円と、それから雑入のところに同じく使用料収入277万2,923円、これがあります。これについては、比子にあります遊佐町地域活性化拠点施設、これは旧のえ〜こや八福神、平成24年の11月に開所して、29年の4月にたしか閉鎖したと思っております。

これについては、所有は大阪市にありますある企業が持っておると思いますし、この中で設置の目的として当時挙げられたことが、6次産業化の推進と特産品の開発支援ということでありました。そんな中で実質は共同加工場と貸工房、この2つの区分になっていると思います。この施設に関しましては、過去の議会等で当然議決をした上で現在に至っているわけですが、ちょっとこの中で二、三質問させていただきませう。一応地域活性化使用料の実態、内容については277万2,923円であります。これについては、当然さつきから言っているとおり、これだと思えますが、実は共同加工場は時間単位の使用料でいただいていると認識をしておりますが、このうち貸工房としていただいている割合、金額というのは、どの程度あるのかお尋ねしたいと思います。

委員長（松永裕美君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

貸工房の使用料でございます。貸工房は、2部屋ございまして、使用料につきましては月額単位でございますけれども、貸工房の1が2万6,000円、貸工房2が1万3,000円となっております。2つの事業所で年間の利用がございましたので、貸工房1が31万2,000円、貸工房2が15万6,000円ということで、合計で46万8,000円の使用料の収入がございました。

以上でございます。

委員長（松永裕美君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 今46万8,000円ということでありましたが、先ほどの277万円しますと、それなりに多い額ではないと思えます。約2割程度なのかなと思えます。ということは、先ほどの2つの区分の、2つ以外にこの277万円には含まれているということは事実だと思えますが、一応この今言われた277万円とこの46万8,000円との差額のこの収入というのは何なのでしょう。

委員長（松永裕美君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

ほかに収入がございまして、貸工房以外にも貸オフィスでの使用料というものがございまして。現在貸オフィスは4部屋ございまして、全て利用がございまして。合計で金額が230万4,923円の使用料収入があったところでございまして。

以上です。

委員長（松永裕美君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 貸オフィスのほうで230万円ほど、逆にそちらのほうで非常に大きい額のように見受けられます。

ではもう一点、ここで実費徴収金という18万9,000円、これいただいているようですが、これは例えば光熱費とか、そういうものなのでしょう、伺いたいと思えます。

委員長（松永裕美君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

委員ご発言のとおり、水道、電気並びにガス代としての実費の徴収分でございます。

以上でございます。

委員長（松永裕美君） 9番、菅原和幸委員。

9 番（菅原和幸君） またいつものとおり、時間になってきましたので。分かりました。

それで、施設所有者に対する当然支払いが契約上出てくると思います。自分なりに見ますと、7款商工費のところで使用料及び賃借料275万円、令和3年度も同額です。一応大阪の企業に対する支払いは、この額でよろしいのか確認をさせていただきます。

委員長（松永裕美君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 委員ご発言のとおり、こちらは賃借料としての会社のほうに払う275万円でございます。

以上です。

委員長（松永裕美君） 9番、菅原和幸委員。

9 番（菅原和幸君） 275万円が所有者に対する支払い。それで、今までいろいろ聞いたものをちょっと予算見ますと、令和3年度までは歳入より歳出が多かったようであります、この件に関して。ただ、施設改修とか、これ抜きにして、あくまでも管理費的なものです。それで、令和4年度見ますと歳出が275万円に対して歳入は今、貸オフィスも含めれば296万2,000円ほど。やっとなら2年からですので、3年目の令和4年度になって初めて歳入が歳出より上回ってきたと理解します。まず今までですといろいろ、マイナスということであればいろいろ、議会の中でもそういう慎重論があったわけですが、昨日の夕方テレビ見ていましたら、遊佐のところでニジサクラが非常にという報道ありました。遊佐町にそういう企業があるのかと思いましたが、工業団地のところにニジサクラを養殖している企業があって、遊佐町って載っておりましたので、あえて昨日、あえて勉強させていただきました。

終わりました、次、商工関係のほうに移らせていただきますが、商工費、商工費の商工振興費の18節関係です。これについては、ショッピングセンターエルパ、これについては340号線が新たにあそこにできた際にいろいろ計画があって、私の記憶ですと平成の4年度であそこに設置されたと思っております。ただ、当時は非常ににぎわいがあったと思うのですが、先日もあるお店の方が閉店されたようであります。それで、この予算科目に対しては、令和2年からは1億2,000万円から7,800万円、令和4年度は8,100万円、非常に大きな執行額となっているものの、令和元年度見ますと執行額が約2,300万円しかございません。はっきり言えばここ二、三年はコロナ禍でいろいろ予算化されたと思っておりますが、あえてここで町長のほうに質問させていただきますが、今のこの状況、確かにいろいろありますが、コロナ禍でここ二、三年はよかったです、やはり昨日産業課長の答弁では、右肩上がりという言葉もあったのですが、やはり私としてはこれからお昼食べる方もいらっしゃいますが、出前もできない。それで、エルパの企業も、閉店する企業もあるようです。まして、町なか走ってみますと非常に、私がそれこそ現役の頃と違ってシャッターが下りているという状況もあります。そんな中で、今はこの中の予算がプラスになっていますが、今のこの、会長もいらっしゃいますが、今の状況を町長としてどのように認識されているのかお伺いしたいと思います。

委員長（松永裕美君） 時田町長。

町長（時田博機君） いわゆる交流がなかなかコロナでできなくなっているということ、本当に私から見ればイケ・サンパーク、池袋にやっぱり遊佐の市を出したり、地域の発信をするとかいろんな形が、友好としての交流もできないという形がずっと続いておりました。とても残念だなという思いと、やっぱり

もう一遍つくり直さなければならない時期に来ているのではないかなという思いしています。一方、遊佐高校にみらい留学で都会から来ている子供たちから見ると、居場所がないって言われるのが非常にやっぱり、これ少年議会で言われたときに、いや、夕方とか休みに集える場所がないのだから、何とかしてほしいなということが議会でも言われておりました。マニフェスト等にもそういう意見が載っております。子供たちの居場所の拠点づくりというのも、やっぱり町としてはしっかり受け止めていかなければならないのかなという思いしているところで、逆に言うと今まで町有施設をどう活用しようかという形で、学校の空き校舎等も想定していましたが、いつも人がいて、掃除等しっかりできるもの、そういう形だから、目が届くところに子供たちを置くような形という形になれば、ああいうショッピングセンター的なところに子供たちの居場所を、そんな歩いては遠くはないですから、どんな形、子供たちがどのような形の居場所を要望しているか、まだ想定はしていませんが、それ必要なかなと、そのような感じはしています。公の施設は、各小学校ですから、遊佐からはかなり距離があるということからいけば町の中に、遊佐高校に来ている生徒から見れば、やっぱり高校からそんなに遠くないところに、そして若い人たちが気軽に集える場所、そういう準備をやっぱり整えて、若い人たちの力を借りて地域の活性化、活力呼び戻しのためにこれから仕掛けていかないと、検討していかなければ、大きな課題だと思っております。

以上であります。

委員長（松永裕美君） 9番、菅原和幸委員。

9番（菅原和幸君） 今あったとおり、当然高齢化なった人はだんだん近づいていく、新たな生命から出てきた子供たちはこれから活躍する、確かに私もそういうことを最後申し上げたくて、ちょっと質問したのですが、新陳代謝というような言葉は悪いと思うのですが、やはり世代交代というのは必ず来ると思いますし、今のいろいろな遊佐沖でされている計画、私はこれについては単なる今の事象ではなくて、将来的な環境的なもの、そういうものもやっていって、そういうものをやっぱり子供たちが理解してやるべきかなと、今言われたとおり、商工会も関係あると思いますが、例えばああいう今店じまいしたようなスペースを使って、何となく子供がいる場所づくりといいますか、そういうものもあっていいのかなと。実は今日来る前、杉の子幼稚園の前通りましたら、何か集まりあるらしくて、子供たち、小さい子供たちが一緒集まっていました。やっぱりああいうものを見ると、何か気持ちがほっとするといいますか、そういう気持ちもあったものですから、今町長がおっしゃったようなこともやはり今後想定してやるべきかなと、そう思います。

では、これで私の質問を終わります。

委員長（松永裕美君） これで9番、菅原和幸委員の質疑は終了いたしました。

午後1時まで休憩といたします。

（午前11時46分）

休

憩

委員長（松永裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（松永裕美君） 直ちに審査に入ります。

11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 私からも決算についての多少質問させていただきます。

54ページです。備考欄には、環境基本計画策定業務委託料ということで241万円ほどのっておりますけれども、この内容について伺います。

委員長（松永裕美君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。

環境基本計画策定ということで、昨年の議会でもご質問いただいて答弁させていただいたところですが、令和4年度環境基本計画の見直しということで行わせていただきました。環境自治体会議、環境政策研究所というところ、LAS—Eとかでも町のほうにいろいろ関与している組織ですが、そちらのほうに委託をしまして、環境基本計画を策定をさせていただいたところでありました。

以上であります。

委員長（松永裕美君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 環境基本計画ということになりますと、この名称からして極めて範囲の広い環境政策というふうなものになるのではないかと思うのですが、どの辺に的を絞ったような計画になるのか、あらましでよいですので、お願いします。

委員長（松永裕美君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。

環境基本計画、今年度、今回の環境基本計画の見直しにつきましては、今後再生可能エネルギー、いろんなところ、太陽光をはじめいろんなものが、これまでもこの5年間で進んできましたし、これからいろいろ進んでいくというところ、そういうところを主に記載をしながらの計画づくりとなっております。また、昨年度併せてこれもご説明をしておりますが、ゼロカーボンの現況調査というのも行っております。それを踏まえて、大きな環境基本計画、町の環境全体を網羅する計画を策定して、今年度実施しておりますエネルギー基本計画につなげているというようなところでございます。

以上であります。

委員長（松永裕美君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） かなり範囲が広い内容のようでございます。

備考欄の一番下のほうに、今課長が言うゼロカーボンに向けた現況調査業務委託料、これもあるわけですが、では結局これも含めたような内容の環境基本計画ということになるのでしょうか。というのは、ゼロカーボンはゼロカーボンで下のほうに項目としてあるものですから、私はこのゼロカーボンについてもやや伺いたいとは思っていたのですが、それでこのゼロカーボンに向けた現況調査、これ、この調査の進み具合といいますか、ゼロカーボンとよく聞きますけれども、なかなか捉えどころがないようなイメージがあります、私から見ると、抽象的で。環境政策そのものがある程度抽象的なものではないかなとは思っておりますけれども、ゼロカーボンもどっちかという抽象的なものであって、CO₂を例えば森林が吸収するだとかという話なわけなのですが、実際のどの程度吸収するのかというふうなことにもなれば、なかなか測定装置を用いてあっちこっちで測って歩くわけにもいかないだろうと、自分としてはそんなふ

うに考えるわけなのですけれども、結構数値的に正確に出すとなるとかなり面倒なことになるのではないかなとは思うのですけれども、このゼロカーボンに向けた現況調査、これはどのような調査内容であって、何か分かりやすいような指標のような基に基づいた報告書なり、そういうものが出されるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

委員長（松永裕美君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

ゼロカーボンに向けた現況調査の結果報告並びに環境基本計画の内容につきましても、全員協議会のほうで既にご説明をさせていただいておりますし、資料のほうも公開をしている状況でございますので、詳細についてはそちらをご確認いただきたいところでありますけれども、あくまでもゼロカーボンの関係であります。国が進めます2050年までに温室効果ガスの排出量を正味ゼロにするという国の目標、それを町におきましても国に当然準じまして、町のほうでもそれに向けてこれから取り組んでいくということでございます。現況調査につきましては、あくまでも現在、町のほう、町内で排出される量を数字でお示しておりますけれども、実際これから具体的にどのようにに向けていくということまでにつきましては、数値化したものというのはこれからということになりますので、現在策定しておりますエネルギー基本計画の中でも何かしら方向性をお示しできると思っておりますし、委員おっしゃるとおりなかなかゼロカーボンに向けて、では数値的に具体的に何をどうということまではなかなかすぐ出せないというのが現状かと思っております。

以上であります。

委員長（松永裕美君） 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1 番（斎藤弥志夫君） 方向性としては明確であるけれども、具体的なものはちょっとなかなか出しにくいものだというところのようでございます。

同じページで、18の負担金補助及び交付金というところで、再生可能エネルギー設備導入事業補助金152万円ほどあります。再生可能エネルギーといいますと、普通は太陽光か風力発電かというふうなイメージになると思うのですけれども、この事業の内容について伺います。これまでも太陽光発電、かなり大規模なものは、既に日向川、川の河川敷の辺りにも工事をやってきた経過はあるわけですが、また改めてこういうふうなものがあるということについて、まず伺いたいと思います。

委員長（松永裕美君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。

再生可能エネルギー設備導入事業補助金でございますけれども、これにつきましては今委員もおっしゃられている太陽光パネルの設置、また木質バイオマス燃焼機器、太陽熱の利用機械、地中熱、風力ということで要綱上は制度を設けているところであります。令和4年度の実績152万8,000円につきましては、太陽光発電で個人住宅10件、まきストーブで個人住宅3件の実績による補助金ということになっております。

以上であります。

委員長（松永裕美君） 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1 番（斎藤弥志夫君） 了解いたしました。個人住宅の太陽光発電とかまきストーブ導入における補助金だということなわけですね。分かりました。もっと私は大規模なものなのかと聞いていたのですけれど

も、家庭用の補助金ということだったわけですね。余計な話ですけれども、私も太陽光発電、家に上げているのですけれども、あのとき190万円ほどかかったのですけれども、そのうち役場から15万円ほど補助金いただきました。ありがとうございます。そのときは県のほうからも補助金ありまして、県のほうからも15万円補助金をいただきまして、30万円ほどいただきました。やっと今まだ7年目ですので、まだ元取っていないです。すみません、余計な話をして。こういう経過も多少あります。

それから、今の欄の一番下のほうに全国洋上風力発電市町村連絡協議会負担金ということで3万円ほどあります。これ洋上風力発電、かなり大規模にこれから進められようとしているものなわけです。これを連絡協議するというので、どのような情報交換なり連絡を取っているのか伺いたいと思います。

委員長（松永裕美君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

全国洋上風力発電市町村連絡協議会ということで、昨年、令和4年7月に設立をされたものであります。洋上風力発電事業を今進めている全国の自治体、また洋上風力に関わって基地港湾というふうな港湾を所有している自治体等が当初設立をしたところでありますが、本町におきましては昨年9月補正においてこの会費を承認いただきまして、7月設立でありましたけれども、本町においては9月に入会をさせていただいたというところ、お誘いを受けて入会をさせていただきました。この協議会については、洋上風力を先行に先駆けて行っているところ、これから洋上風力を取り組もうとしている自治体等で構成されておきまして、洋上風力に関わるいろんな市町村間、悩みがやっぱり多いということでの情報交換ですとか、国においてもまだ始まったばかりの事業でありますので、いろんな課題、問題点を国にも申し述べていくというような意味合いで組織がつくられたものであります。遊佐町においては、いろいろこれから遊佐町沖で進められている状況でございますので、先行地域からいろんな情報をやはり聞いて勉強していきたいというところで、入会をさせてもらったところであります。ちなみに、令和5年の7月時点では16自治体が今加盟している状況でございます。

以上であります。

委員長（松永裕美君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 洋上風力発電、かなり注目もされているものだと思います。これまでも例えば遊佐の場合ですと、エルパの2階で荘内銀行さんが説明会というふうなことを4回くらいですか、やってくれたような気がいたします。かなり詳しい説明もあったわけですけれども、この前、前回は私も参加はしていましたが、市民ファンドのお話でございました。町民ファンドというものかもしれませんが、こうなりますと実際にお金を集めると、集めたお金を事業に使っていくと、こういうふうなものなわけなのでしょうけれども、だんだん資本を集めるというふうなところに話が進んできているように思っています。それで、この洋上風力発電ですけれども、初めはまず有望な区域ということに指定されるわけです。それで、その次の段階におきまして法定協議会というものが立ち上がりまして、それが3回から5回くらい協議をして、その次は促進区域という段階に移っていくということになるわけです。今遊佐町の場合も、9月中に促進区域に認定されるかどうかというふうな状況まではなっているようでございますが、促進区域になると、今度何かもう具体的な段取りに移っていくみたいでございまして、例えば業者選定だとか、洋上風力発電の実際やる業者選定だとか、そういうふうな形で移っていくということなので、か

なり事業自体に具体性が持たれてくるというか、そういうレベルになるのではないかと思います。その意味におきまして、促進区域ということになると、あんまりまだ促進区域に該当している地域も日本国内でそんなに多くないと思います、多分。それで、実際促進区域になると、その市町村も多分前と違うような対応をしなければならなくなるのではないかと、自分なりに考えるのですけれども、その辺課長どうなのでしょう。促進区域になったということで、なれば今までと同じような対応といいますか、そういうことで町はただ見ているというか、そういうことにもいかないだろうし、ではないかと思うのですけれども、どのような対応の変化が出てくるのか、同じかもしれないし、その辺伺いたいと思います。

そして、今現在促進区域に該当しているところは全国に何か所くらいあるのでしょうか。そして、その場所、それもできればいいです。伺いたいと思います。

委員長（松永裕美君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。

現在、促進区域、国のほうで経済産業省、国交省のほうで、今日までになりますけれども、遊佐町沖と青森県沖南側という2か所について促進区域に指定をするという案ということで、いわゆる公告をされて縦覧をしているという状況でございます。今日までということになります。それについて利害関係者、町民、住民の方を含めて、国のほうに意見を申し述べられるという機会でありますけれども、それを踏まえて恐らくであります。9月末か、遅くとも10月の中旬くらいまでには促進区域に指定されるものと今見込んでいます。その後、簡単にスケジュール的なものを申し上げれば、その促進区域の指定を受けて、年内、恐らく年内中、12月末、1月、遅くとも1月ですか、事業者を公募するという手続に入る見込みです。その事業者を公募いたしましたら、半年から1年までかからないと思うのですが、1年以内に事業者が決定するということになる、大まかなスケジュールになります。

現在、促進区域に指定されたら何か市町村の対応というご質問もございましたけれども、事業所の公募が始まりますと、事業所は町なり利害関係者に接触することは禁じられますので、現在もいろんな事業所さんが連日役場のほうに来られたり、地域生活課のみならず、いろんな関係課のほうにいろんなヒアリング、それはもう今年の4月からもずっとでありますけれども、そういうことで今事業所さん送られて、これから公募人に手を挙げる事業所さんは一生懸命今いろんな案をつくっているのかなというふうに思っているところでありますけれども、その間特に町としては何か変わるということではなく、前もお話をしておりますけれども、いろいろ町民の皆さんに説明をいろいろしていかなければならないというふうに思っております。出前講座、今年度から生涯学習出前講座のほうにもメニューにも載せておりますし、今月末ですか、ある集落からも、洋上風力について、出前講座をお願いしたいというのも受けておりますので、そういうところに出向いて、現状ですとか、今後のスケジュールですとか、あとは住民の皆さんがいろいろ思っていることなんかも聞き取りもしながら進めていきたいというふうに思っているところです。

現在の促進区域のお話ですけれども、既に促進区域と事業化が決まっているところはご承知かと思いますが、秋田県2海域と千葉県の銚子沖というところ、3海域ありますが、現在促進区域に指定されて、今公募が始まっているところが秋田県の1海域と、新潟県の村上、胎内沖、長崎県の1海域というふうに、海域は1つですが、自治体とすると2つ、3つまたがっているところもございますので、細かくはつきりとして今資料持ちがないので、その後に遊佐町沖並びに青森県の南沖が今促進区域に入ろうとしている

という状況であります。

以上であります。

委員長（松永裕美君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 促進区域に既に指定されているところも何か所かはあるということなわけのようです。促進区域になったという指定されたということでもって、では今までと、町役場とか市役所ではまるっきり違った対応をしなければならなくなるということはないわけでしょうか。

委員長（松永裕美君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えします。

促進区域に指定を受けた場合、受ける見込みではありますが、指定された場合、特にそれによって町の対応がどうということではなく、これまでどおり、住民の皆さんからのいろんな疑問とかにお答えしたり、不安の払拭等にも向けて国なりとも協議もしていきたいところでもありますし、またこの間もしやっていくということであれば、いろいろ今度産業経済の発展、活性化に向けた準備ですとか取組、これは町が単体でやっていくということではなくて、協議会的なものを例えば産業サイドのほうで何か立ち上げていただいて、そういう勉強会なんかも進めていって、準備を進めるというようなことになるかと思っております。

以上であります。

委員長（松永裕美君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 課長、どうも詳しく説明ありがとうございました。

次に移りたいと思います。次は58ページの一番下です。農業関係ですけれども、中山間地域等直接支払交付金9,835万円くらいの予算があります。この中山間地域の支払交付金ですけれども、やはり遊佐町ですと東部地域が主な範囲になるのではないかなとは思っておりますけれども、やはりこの補助金がないともう大変だと思えます。これ、ここのこの補助金は、山の勾配というか、田んぼなんかの土地の勾配に応じてここに指定されているようでございますけれども、この制度につきまして今後も続く見込みなのかどうか、私としてはぜひ続けてもらいたいと思っているのですけれども、その見通しについて伺いたいと思います。

委員長（松永裕美君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） それでは、お答えいたします。

この中山間支払制度につきましては、令和2年度から6年度の4か年にかけてはまず第5期対策として、まず実行されているものでございまして、第5期の最終年度がまず明示されておるわけでございますが、やはり引き続き、制度の内容が先ほど急傾斜の単価、緩傾斜の単価ということで、現在は急傾斜の場合は10アール当たり2万1,000円、緩傾斜の場合は10アール当たり8,000円ということで基準額が設定されて運用されておりますが、こうした中身がどのように変わるかは今後の状況にもよりますけれども、第6期対策として引き続きやっぱり継続されていくものであると思っております。

以上でございます。

委員長（松永裕美君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） ぜひこの中山間の皆さんにとっては非常に大切な交付金だと思いますので、これからの存続もよろしくお願ひしたいと、国の制度ではありますが、私もそのように考えるところであり

ます。

その次のページの59ページの下のほうなのですが、備考欄で新規就農者経営発展支援事業費補助金678万円ほどあります。そしてまたその2つ下ですか、新規就農者経営開始資金、似たような言葉なのですが、開始資金事業費補助金で450万円ほどあります。これは、新規に農業をやられる方についての補助金のようにございますが、どのくらいの人数の方がこの制度を活用して就農しているのか、その状況、このような補助金が支払われ、上手に使われていると思うのですが、どういう形でこの補助金を使われているのか、その辺を伺いたいと思います。

委員長（松永裕美君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

まずは新規就農者の経営発展支援事業費補助金678万6,000円でございますが、こちらのほうの補助金は一定の要件ございまして、就農時49歳以下の認定新規就農者を対象に、経営発展のための機械施設の導入を支援するというものでございます。令和4年度は2名の方がこの補助金を活用して就農支援対策として補助金を交付されております。1名の方は、パイプハウスを3棟造ったということで、そのための補助でございます。もう一人の方は、パイプハウス1棟に、あとかん水設備等のそういった設備も併せての補助となりまして、パイプハウス3棟につきましては、まず補助の金額が375万円ございました。もう一名の方の設備投資につきましては、かん水設備、パイプハウス等につきましては141万3,000円、あと乾燥機等も導入されておりますので、そのために162万3,000円を補助金として交付させていただきました。

もう一点の新規就農者の経営開始資金事業費補助金でございますが、こちらは同じく49歳以下の認定新規就農者に対する経営開始資金として、1か月12万5,000円を12か月、1年間にわたって経営開始資金として交付させていただいたものでございまして、昨年度は3名の方がこの補助金を利用して、お一人75万円の3名ということで、お一人半期に1度交付されるものですから、75万円ずつの年間にすれば150万円ということで、3名の方でございますので450万円を交付させていただいたものでございます。

以上でございます。

委員長（松永裕美君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 新規就農者の皆さん、パイプハウスを建てたり、あとまた本当の新規の就農というふうなことでもってやれる人が3人いたというふうなことの補助金のようにございます。

その下ですけれども、農地利用効率化等支援交付金であります。985万円ほど、この内容について伺います。

委員長（松永裕美君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） こちらの支援交付金につきましては、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要とされる農業機械、施設の導入に取り組む方に支援する補助金、交付金となっております。昨年度は3名の方がこの交付金を利用して、1名の方はトラクターを導入いたしております。もう一名の方もトラクターを導入しております。3人目の方は、コンバインの4条刈り1台と、あとトラクター、あと除草機1台をまとめて3台の購入を図っております。1番目の方につきましては補助金が、これ3分の1の上限300万円の補助になるのですが、252万6,000円の補助を行っております。お二人目の方については、208万2,000円の交付金を交付

させていただいて、3人目の方、3台機械等の設備を購入されておりますが、こちらのほうの方につきましては524万5,000円を交付金として交付させていただいたものでございます。

以上でございます。

委員長（松永裕美君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） かなり大きな金額の交付金、補助金のようにございます。トラクターやコンバイン、日常的によく使うものですが、ぜひ経営を軌道に乗せてもらえるように願っているものであります。

この欄の一番下ですけれども、農業経営緊急対策支援事業補助金というものがあまして、これだと緊急支援ですけれども、2,487万9,000円ほどありますけれども、一々細かい質問ばかりで申し訳ないですが、この内容についても伺いたいと思います。

委員長（松永裕美君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

こちらのほうは、緊急支援対策として、まずコロナ禍による農産物の価格低迷など、そういった農業の担い手である認定農業者等の経営悪化が懸念されるというようなことに対応するために7月補正にて、これ予算計上させていただいたものでございまして、ナラシ対策の一環でございます。担い手支援として、ナラシ対策における積立金に対する助成とさせていただいております。積立金額の3分の1を補助するというような内容でございます。103経営体に対しまして、総額2,487万9,470円を支援として交付させていただいたものでございます。

以上でございます。

委員長（松永裕美君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） ありがとうございます。

農業関係では最後の質問ということになりますが、61ページの負担金補助及び交付金、一番下のほうです。多面的機能支払交付金、機能維持、共同ということになります。1億2,900万円余り。それから、そのすぐ下にも多面的機能支払交付金事業、長寿命化というふうにあります。これが2,354万円ほどありまして、この多面的機能、2つ合わせまして1億5,000万円余りというかなり大きな金額になるようでございますけれども、この草刈り機械、草刈りとかあいうふうなトラクターの後ろに草刈りの機械つけてずうっと長い距離を刈ってくれる人いるのですけれども、あいうのもこの中に入っているのか、この内容について伺いたいと思います。

委員長（松永裕美君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

まず、多面的機能支払交付金事業のほうでございますが、こちらのほうにつきましては農地維持の支払い、資源向上支払いということになってございまして、その下のほうの多面的機能支払交付金は資源向上支払い、長寿命化というふうになってございます。事業の内容についてでございますが、農地維持支払い、資源向上につきましては、まず農地、水路の資源の基礎的な保全管理活動と、あともう一つ、景観形成などの農村環境の保全のための活動でございまして、具体的なところで申し上げますと、草刈り、泥上げ、砂利敷きなどのまず共同活動というふうになってございます。

その下の長寿命化のほうでございますが、こちらのほうは老朽化が進む農地周りの農業用水路、あと農道なんかの施設の長寿命化のための補修ということで、具体的には農道の舗装とか、土木路をU字溝に更新する場合など、そういった場合が入ってございます。ですから、委員おっしゃる内容が、どこの場所なりで、どういったふうな形で行われているのか、ちょっと具体的などころが見えないところではございますが、こういった内容で補助金は、まず蕨岡地区、それぞれの地区で、そういったものが行われているというようなことに対しての補助というふうになってございますので、その辺りの状況的なものはもう少しお聞きしないと分からないのですが、補助金の対象となっている作業である可能性は十分にあるかと思えます。

以上でございます。

委員長（松永裕美君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 大分大きな補助金の下におけるいろいろ草刈りや砂利上げなどの保水、あと用水路関係とかというふうなことでございます。先ほどの多面的機能というか、あれも含めまして、これもそうですけれども、なかなか農業の実態は非常に大変なものだと私も思っていますので、こういう現場見てもらって、実際の保全の仕方、それから本当からいけば米価そのものも非常にもう世知辛い米価になっているなど私は思っています。個人的な感想のようなもので申し訳ないのですけれども、本当もう経費はもろもろ上がっている中で、今年なんか町長の話ですと何か500円上がるとか、そのくらい、1,000円上がるとかというようなことのようにですけれども、それもありがたいといえばありがたいのですけれども、とにかく経費が莫大にかかっています。単純な話、肥料、1年前2,500円だったものが、今4,000円、5,000円なので、そんな調子の肥料も結構あるので大変なのです。何か肥料代の補助金も振込を受けていたようにすけれども、それで賄い切れないと、多分そういう状況なので、本当に大変だなと思います。それで、よく米価に関しても自由な競争を促すのだとか、農業にですよ、そんなうたい文句でやる行政もあるような感じもするのですけれども、ただ一般的に言えばもう目いっぱいなのです。実際問題、では日本の農業政策というものをちょっと大きく捉えた場合、日本は世界一農業関係の補助金が少ない国なのです。日本は世界一農業関係の補助金が少ない国なのです。ここを町長はじめ課長の皆さん方にもぜひ認識していただいて、こういう窮状はもう農家任せにしていたら、私の予想ですけれども、5年から10年で米づくり農家の半分やめなければいけないなど思っているのです。そのくらいの状況まで追い込まれているようにも見受けられるので、ぜひ補助金、少々余計もらって、決していい暮らしなんかできないです、米作って。そういう事情もぜひ踏まえていただいて、今後の対応をしていただきたいと、このように勝手ながら申し述べさせていただきます。

次に行きます。92ページの備考欄で、生涯学習推進のほうです。生涯学習関係です。右のほうの備考で防火対象物定期点検業務委託料というのがあります。防火対象物定期点検、この内容について伺いたいと思います。

委員長（松永裕美君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） 今ございました防火対象物定期点検業務委託料39万8,200円というものでございますけれども、これは生涯学習センターにおいて、建築設備定期点検報告書作成業務というものがございまして、これ庄内総合支庁のほうへ報告する報告書になるわけなのですけれども、これについ

て資格を持っている業者でないといこの報告書を作成できないということでもありますので、その資格を持っている業者に委託した委託料でございます。

以上です。

委員長（松永裕美君） 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1 番（斎藤弥志夫君） 生涯学習センターでのことだということのようですけれども、この防火対象物というふうなことは、防火対象物、生涯学習センターが防火対象物ということで、その点検業務のようなものを書いていただくということなのでしょうか。

委員長（松永裕美君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） 防火対象物といいますか、防火設備です。建築設備の関係になってくるとは思うのですけれども、防火設備、建築設備についての定期検査と。定期的に検査しているわけなのですけれども、その関係の報告書ということになります。

以上です。

委員長（松永裕美君） 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1 番（斎藤弥志夫君） ということになりますと、別に生涯学習センターだけでなく、いろんな施設などがあると思うのですけれども、どのような施設が対象になっているのでしょうか。

委員長（松永裕美君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） まず、今回のこの委託料についてはあくまでも生涯学習センターを対象にした委託料ということになります。

以上です。

委員長（松永裕美君） 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1 番（斎藤弥志夫君） 了解しました。

では、すぐその下に少年町長・少年議員政策予算施行委託料45万円というのがあります。これ少年町長、少年議員の皆さん方は45万円をどのように使われたのか、その内容をお伺いいたします。

委員長（松永裕美君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） まず、少年町長・少年議員政策予算施行委託料45万円ということでありますけれども、これは少年議会で昨年度いろいろ特産品開発とか、あとその他いろいろ政策立案しているのですけれども、その関係も含めて、あと町議会との意見交換会なんかもやっているわけなのですけれども、それらの事業について、それぞれこの委託料を少年議会の通帳のほうに入るようなのですけれども、そちらのほうに入れて、事業等に必要経費ということでそちらのほうで活用しているものでございます。

以上です。

委員長（松永裕美君） 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1 番（斎藤弥志夫君） 少年町長、少年議員が特産品を開発する場合もあると、そっちのほうに使っているということのようですけれども、それは自由な発想に基づいてやっていただければいいのでしょうか。結構大変な話ではないかなと思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に移りますけれども、学校保健費の中で、これも委託料ですけれども、給食関係です。先ほども給食

関係で質問した人がいたようですけれども、私は多少切り口が違ってしまっていて、委託料、これは97ページになります。中学校給食業務民間委託料1,320万円あります。これをもって中学校の給食業務委託料、これは給食に使う材料費なんかは含まれていないのでしょうか。そして、これでこのお金で給食業務に当たる皆さんはどのくらいいらっしゃるのか。これで十分給食関係は賄うことができるのかについて伺いたいと思います。

委員長（松永裕美君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） 中学校給食業務民間委託料ということで、1,320万円についてなのですが、これは給食を作るための人件費等も含めて、業者さんに委託する委託料であるのですが、業者さんで作っている人数についてなのですが、5人の調理師さんで作っていただいているのでございます。

以上です。

委員長（松永裕美君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） このお金に材料費は入っていないのですか。

委員長（松永裕美君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） このお金には材料費は入っておりません。材料費といいますか、給食費、中学校においては1食当たり310円ということで、各生徒さん、各それぞれ徴収しているわけなのですが、食材等についてはその中から支出させていただいております。

以上です。

委員長（松永裕美君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 中学校は、大分前から民間に委託を出しているということです。小学校は、今年の4月に統合したばかりでということで、給食はあるわけです。中学校の場合、それまでは委託をしないで、大分古い話になりますけれども、委託をしないで内部で作っていたという時代もあったわけです。それを民間にまず委託を出すようになったと、そのことによって給食関係でもってどのような変化が起きたのか伺いたいと思います。

また、小学校はもうもちろん1つで、今のままでいいとは思いますが、中学校がこのような形で委託でもってやっているということでありながら、十分な給食を作っていただいているということなようでございます。では、小学校の場合は、私は現状がこれで駄目だという話ではないわけですが、これに倣うというか、非常に順調に中学校の今の給食システムが運営されているということになればですが、小学校も場合によってこういう形に移行するというふうなことは一つの考え方としてはあるのかなのか、その辺について伺いたいと思います。

委員長（松永裕美君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） まず、給食、先ほど業者のほうに委託しているということで、そのメリットといいますか、それについてはふだんはやっぱり学校給食を小学校のようにそれぞれ職員を採用して作っていると、やっぱり途中、緊急の病気とかいろいろな関係で休んだりする場合あるわけなのですが、その場合代替の調理してくれる人を頼まなければいけないというようなことはあるわけなのですが、委託していることによってそういったこちらで探す手間が省けるというか、あと全部その業

者さんのほうにお願いしている部分で、その辺でこちらのほうの手間が省けるということがあるのかなと思います。

あと、小学校のほうを今後そういった業者さんのほうにお願いする方向で考えているのかというようなご質問でございましたけれども、今現在、これまで各小学校で調理業務をやられていただいた方々がいらっしゃるわけで、その方々が今遊佐小学校のほうに6名ですか、会計年度任用職員の方も含めて、あと正職員の方も含めて、たしか正職員3名、会計年度任用職員3名ということで、6名で小学校の調理やられているわけで、まず今のところその方々がいるうちは小学校は業者のほうに委託するということは考えていないという状況になります。今後、やっぱり今人材不足ということも言われておりますので、そうなってきたときにまた改めて考えていく必要があるのかなと考えております。

以上です。

委員長（松永裕美君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 小学校のほうは、前からの小学校の継続のような形で給食の方が来ていらっしゃるというようなことのように、現状の職員の皆さん方がおられるうちは現状のままでいくと。しかし、それもまた退職というようなことにいずれはなるのでしょうけれども、そうなった場合は民間委託ということも場合によってはあるかもしれないということのございます。中学校でもそういう形でやっているわけなので、小学校でもできないことはないとも思うので、それなりのメリットがあればの話ですけども、ぜひそういうこともそういう時期が来たら検討していただきたいと、このように思います。

そして、その下のほうですけども、使用料及び賃借料、学校給食管理システムソフト賃借料というのがあります。29万円ほどありますけれども、これは小学校と中学校でそれぞれ使っているものなんでしょうか。そして、またこの管理システムというものは、どうやって給食を作るかというふうな、そういう給食のレシピといいますか、そういう作り方のノウハウが書いてあるようなものなのかをちょっと伺いたいと思います。

委員長（松永裕美君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） 学校給食管理システムソフト賃借料ということで29万400円ということのございますけれども、これはこのシステムについては小学校も中学校も両方で使っているもののございます。これについては、学校給食管理システムということで、分かりやすく言うと献立をつくるシステムということでございます。献立作成システムということで、献立、あと栄養素、カロリー、脂質、塩分等を計算して、まず子供たちのために最適な数値で作成してもらえる、献立をつくるためのシステムということのございます。

以上です。

委員長（松永裕美君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） これは給食管理システム、献立をつくる上で欠かせないものだという事のございます。了解いたしました。

では、最後になりますけれども、諸支出金の中で100ページ、上のほうです。工事請負費と書いてありますけれども、防犯カメラの設置工事費で17万3,000円ほどあります。この防犯カメラは、どこに設置されたものでしょうか。そして、現在、町内の防犯カメラは、これを取り付けた台数等含めまして、全部で何台

ほど設置されているのか伺いたいと思います。

委員長（松永裕美君） 総務で。

11番（斎藤弥志夫君） 総務だっけか。

委員長（松永裕美君） はい、総務でございます。

11番（斎藤弥志夫君） 失礼しました、総務でないと思ったものですから。

委員長（松永裕美君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） ちょっと的外れな質問しまして申し訳ないです。

私の質問は以上で終わります。

委員長（松永裕美君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） すみません。先ほど斎藤委員の質問の中で誤った答弁ありましたので、訂正をさせていただきます。

洋上風力発電事業の促進区域の件でありました。促進区域、私3海域というふうに申し上げましたけれども、既に事業の選定済みのところの促進区域が4海域、先ほどお話ししました秋田県が2海域、千葉県銚子沖、あと長崎県の五島市沖、この4海域が既に事業所選定済み。ほかに促進区域、現在公募中のところも3海域と申し上げましたが、4海域ございます。秋田県が2海域と、先ほどお話ししました新潟県の村上、胎内沖と長崎県西海市ということで、数間違っておりますので訂正をさせて、申し訳ありません。

なお、有望区域については遊佐町沖を含めまして10海域あるという現状でございます。

以上であります。

委員長（松永裕美君） これで11番、斎藤弥志夫委員の質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（松永裕美君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件につきましては討論を省略し、採決することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（松永裕美君） ご異議なしと認め、採決いたします。

それでは、本特別委員会に審査を付託されました認第1号から認第7号まで、以上7件を採決いたします。

この採決は、1件ごとにそれぞれ区分して挙手により行います。

なお、可否について、挙手しない者は否とみなします。

まず最初に、認第1号 令和4年度遊佐町一般会計歳入歳出決算について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

委員長（松永裕美君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、認第2号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長(松永裕美君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、認第3号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長(松永裕美君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、認第4号 令和4年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長(松永裕美君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、認第5号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長(松永裕美君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、認第6号 令和4年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長(松永裕美君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

最後に、認第7号 令和4年度遊佐町水道事業会計決算について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長(松永裕美君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、各常任委員会及び議会運営委員会の委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩といたします。

(午後2時01分)

休

憩

委員長（松永裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時30分）

委員長（松永裕美君） 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

土門議会事務局長。

事務局長（土門良則君） 報告書案文を朗読。

委員長（松永裕美君） 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま事務局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（松永裕美君） ご異議なしと認めます。

よって、事務局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。

皆様、ご協力誠にありがとうございました。

（午後2時33分）

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

令和5年9月15日

遊佐町議会議長 高 橋 冠 治 殿

決算審査特別委員会委員長 松 永 裕 美